

3 株式会社とは

(1) 性格

株式会社は、会社法（第5条）により「会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする」と規定されているとおり、営利行為を目的とした企業的組織であるといえます。すなわち、取締役等を中心とした迅速な業務執行が保証されていることから、対外的な活動を行いつつ企業的な農業経営を行う場合に適した組織といえます。

(2) 事業

株式会社の場合、会社法上どんな事業でも自由に行えるように特に制限はなく、営利事業一般を行うことができます。

ただし、株式会社が農地を所有し農業経営を行うには、主たる事業が農業（関連事業を含む）であること、株式の全部に譲渡制限のあるものに限るなど、農地法による農業生産法人の要件の制約があります。

(3) 構成員（出資者）

株式会社の場合は、構成員を社員（株主）と呼びます。この株主の資格は、会社法では特に制限はなく、従って農民でなくてもよく、法人も株主になることができます。

社員数についても特に制限はありません（1人以上）。

農業生産法人の場合は、構成員要件を満たす必要があります。

(4) 資本金

株式会社の設立に際して出資すべき額について、出資額規制（最低資本金制度）の撤廃により、下限額の制限がなくなりました。

発起設立の場合、現金出資の払込を金融機関に行いますが、この振込証明は残高証明で足りません（募集設立の場合は金融機関の発行する払込金保管証明書が必要）。

現物出資・財産引受けの制度を利用する場合、出資した財産を適正に評価するため検査役の調査が必要です。ただし、現物出資する財産額が500万円以下の場合等、一定の場合は検査役の調査は不要です。また、事後設立の制度を利用する場合も検査役調査は不要です。

払込の方法は、現金出資は一括払い込み、現物出資はその財産全部の引き渡しを要することになっています。

(5) 議決権

株式会社は、出資額に応じた1株1議決権主義となっています。

なお、非公開会社においては、株主総会の特殊議決により、定款で別段の定めをすれば、弾力的な運用も可能です。

(6) 役員

非公開会社では取締役会の設置は任意です。設置しない場合は、取締役は1人でもよいとされています。設置する場合は、3人以上の取締役が必要となります。

法人は取締役になれません。また、非公開会社については、定款で取締役の資格を株主に制限することができます。

非公開会社では、監査役の設置は任意です。ただし、取締役会を設置する会社では原則監査役を設置する必要がありますが、会計参与を設置した場合、監査役の設置に代えることができます。

すべての株式会社で計算書類の対外的信用力を高めるための任意の役員として会計参与を置くことができます。また、大会社以外の会社では会計監査人を任意で設置することができます。

農業生産法人の場合は、業務執行役員要件を満たす必要があります。

(7) 剰余金の処分

株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金処分をすることができることになっています（会社法第452条）。

会社法の施行により、分配可能額を超えなければ、株主総会の決議によりいつでも自由に剰余金の配当を行うことができるようになりました。このため、従来の「利益（損失）処分案」に代わり剰余金の変動等を示す「株主資本等変動計算書」の作成が必要です。しかし、純資産額が300万円未満の場合には、分配可能額があっても株主に配当することができません（会社法第458条）。

また、これまで出資の口数に応じた配当が原則でしたが、出資の口数によらず、定款の定めによって配当が行えるようになりました。

(8) 税金

会社法人の場合は、普通法人として法人税が課税されます。

平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度については、復興特別法人税（基準法人税額×10%）も課税されます。

【参照】 VII 集落法人の会計と税制 6 法人税のしくみ (152ページ)

(9) 決算公告

非公開会社を含むすべての株式会社で決算公告が義務付けられています（会社法第440条）。主な公告の方法は、官報又は日刊新聞紙で、その内容は貸借対照表の要旨です。インターネットによる公開でもよく、その場合の公告する決算書は、貸借対照表そのもので、5年間公開する必要があります（会社法第940条）。